



令和5年6月22日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 山本・横瀬
佐賀市鬼丸町7-18 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和5年台風2号災害義援金について（募集期間延長）

令和5年6月2日からの大雨により、茨城県や静岡県、埼玉県、和歌山県などの複数の市町に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）において、6月19日より義援金の受付を開始しましたが、募集期間が延長となりましたのでお知らせします。

記

1. 義援金名称

令和5年台風2号災害義援金

2. 受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年9月30日（土）まで
（変更前：令和5年9月8日（金）まで）

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金し、被災地の共同募金会へ按分されます。

5. 義援金の配分について

義援金は、被災地の共同募金会や日本赤十字社、行政等を通じて被災者世帯に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、中央共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 / TEL 0952-23-4996

※7月18日（火）より

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 へ事務所が移転します